

タイ国地域総合大学における現職教育大学院の整備状況と問題点 - 教育行政専攻大学院に対する実態調査を通じて -

堀内 孜

(京都教育大学、CICE 客員研究員)

1. はじめに

本論は、2000年8~9月に国際交流基金の「フェローシップ事業」として実施した「タイ国教師教育改革における現職大学院教育の整備に関する研究・指導」における調査結果を纏めたものである。本事業は、タイ国で教師教育を主に担っている地域総合大学(Rajabhat Institute-旧教育大学-以下、RIと略)(1)が、ここ数年のうちに現職者(小中高校の校長、教頭や教育省各局の地方事務所の行政官を中心とする)を対象とした教育行政の大学院(修士課程)の設置を進めてきたことを踏まえて、その実態の把握と運営に関する指導助言、そして教育省の地域総合大学庁(Office of Rajabhat Institute Council-以下、ORICと略)(2)の要請による彼等に対する講義の実施を目的として実施した。具体的には、この課程を開設している29RIのうち、この特別講義の設定が可能であり、また学長等から直接の要請のあった6RI(RIチェンライ、RIウッタラジット、RIナコンシタマラート、RIウドンタニ、RIアユタヤ、RIチャンカセム)を選定し、「日本の教育と教育行政」の題目で半日もしくは終日の講義を、講義日の土曜日または日曜日に行った。そして併せて各RIの学長、大学院課程長等に対する面談調査、受講院生に対する質問

紙調査を実施した。

本論では、こうした6RI及びORICにおける収集資料の分析、質問紙調査、面談調査を通じて、タイ国の教師教育の制度概況及び現状を概括し、1999年「国家教育法」による教員、学校管理職者、教育行政官への免許制度の導入を背景とした教師教育の新たな動向におけるRIでの現職者を対象とした教育行政領域大学院(修士課程)の設置、整備状況を明らかにし、その問題点の摘出を企図している。

2. タイ国の教師教育と地域総合大学

(1) 教員養成の制度概要

現在のタイ国において国立の初等中等学校教員になるには、1980年に制定された国立学校教員法(Public School Teachers Act - タイ語の英語訳からは「公立学校教員法」となるが、日本の制度概念からするその実態は「国立」である)に規定される14項目を満たすことが条件とされる。だがそれは、タイ国籍をもつこと、18歳以上であること、民主的政治体制に忠実であること等々と一般的な条件に止められており、具体的には教育省の規則として、現在では次の3つが国立初等・中等学校の教員採用試験の受験資格とされて

いる。そこでは特定機関を卒業することがその資格とはされていないが、実質においてその条件を満たすことができるのが大学の教育学部卒業生に限定されている。この3つとは、第1に学士号の取得であり、第2に1学期間(4ヵ月-16週間)の教育実習を修了すること、そして第3が18単位以上の教職専門科目の修得である。このことからタイ国における教員養成制度は、実質には「閉鎖制」として理解されよう。

他方でタイ国における高等教育では、インターンシップを兼ねた実習プログラムが広範に採用されており、経営学部における企業実習や文学部の外国語学科における外国企業、外国機関等での実習も必修化されている。このため教育学部以外の学生が学校での教育実習を受け、教育学部の開設する教職専門科目を履修すれば、教員採用試験の受験資格を得ることは可能である。

だが実際に教員養成を担っているのは、R Iと全国に41あるラチャモンコン技術大学(Rajamangala Institute of Technology)そして大学省の所管する一般大学24校のうち教育学部をもつ15大学である。このうちラチャモンコン技術大学は、職業教育学部が職業教科教員のための養成に関わっており、他の2つに比して限定的に捉えることができる。また一般大学については、チュラロンコン大学等の大規模な有名大学の教育学部においても初等教員の養成がなされているし、放送大学(スコタイ・タマチュラ・オープン・ユニヴァーシティ)や公開大学(ラムカムヘン大学)にも教育学部が開設されている。ま

た理工系のキング・モンクット工科大学3校には技術教育学部が設置されている。そして現在37校ある私立大学の多くは1980年代以降に設立され、国立大学に比して規模の小さいものが多く、教育学部をもつものは1校もない。

タイ国の教員養成における量的問題としては、日本と同様に出生率の低下による「少子化」が進み、教員の過剰供給が続いていることがある。つまり1970年代中期に教員不足、とりわけ地方におけるその解消のために教育大学の拡充整備がなされ、現在の36校体制に至ったが、その後、1980年代に出生率が低下し、教員養成機関の再編が課題とされてきた。だが現在の出生率は日本の約2倍であり、また90年代の中等教育への進学率の上昇も含めて、このこと自体は日本に比してさほど深刻であるわけではない。問題をより複雑にしていることに、教員の定数措置が制度的に確立しておらず、教員配置のための財政的措置が十分になされていないこと、またR Iを所管する教育省と一般大学を所管する大学省とに教員養成行政が二元化されており(2002年に両省の統合が予定されている)、計画養成が政策、行政において実効性を伴っていないことがある。このため教員数が絶対的には過剰であるにもかかわらず、周辺地域や農村部では不足していることもあり、量的問題に対応していく政策や行政のシステムが十分に確立していないことの問題が認められる。

質的問題としては、現在教員資格として学士号が求められているように、形式的な養成教育の高度化が図られたものの、それが教員養成制度の急速な転換によってな

されたことから、養成機関の質的高度化が伴わなかったこと、また給与水準の低さから主要養成機関である R I への志願者の学力水準が一般大学のそれに比べて低いことがあげられる。とりわけ現在の義務教育年限の引上げにより（2002年に現在の6年から9年への引上げと12年間の無償教育の提供が予定されている）、小学校に中学校課程を併設し、これまでの小学校教員に中学校課程の授業を担当させることになっているが、理数科や英語において教員の基礎学力の低さが問題となってきた。

こうした教員養成における量的、質的問題が認められるが、それは日本等の社会の文化的基盤が確立した先進国との比較において言えることであり、他の周辺諸国との比較においては教員養成の制度や実態において、タイ国はモデルとされる地位をもっていることも確かである。そして1997年の憲法、1999年の国家教育法に基づく教育改革が現在急展開しており、その一つに教員免許制度の導入を含む教員養成改革がある。その制度的確立やその後の実効性の確保については多くの問題を抱えているが、教員養成が教育そのものの高度化、そして国民社会の経済的豊かさや成熟性を基盤とするものであるならば、この面からする今後の急展開は十分に期待されよう。

(2) タイ国教師教育における地域総合大学の位置と役割

現行制度において教員養成を主に担っているのは教育省の所管する R I であ

る。R I の起源は、1892年にラーマ5世（チェラロンコン王）が創始した最初の教員養成機関に求められ、その後1903年に設立された The West Bank Teacher Training School（現在の R I Bansodet Chaophraya）をモデルとして、一方における地方の教員養成機関、他方における農業、工芸、体育教員養成機関の設置という形をもって展開されてきた。そして教育省の独立局として教員養成局（Department of Teacher Education）が1954年に設置され、それまでの行政的制約から解放され、その後の発展の基盤を確立するに至った（1954年以前は初等教育局 - Department of Primary Education に置かれていた教員養成課 - Teacher Education Division が中等教員養成も含めた担当部局であった）。

1960年代のタイは、そのレベルや内実を異にしつつも日本や他の先進諸国と同様に「教育爆発」の時代を迎え、人口の急増、義務教育就学率の増加そして中等教育の拡張を予件とする教員需要の逼迫が顕著となり、教員養成の拡充が図られた。1960年代から1970年代の初頭にかけて R I の前身たる教育大学（Teachers College - 以下、T C と略）の新設が相次ぎ、現在の36校となった。この36校がタイ全土76県（Province）を責任分担し、全国をカバーするネットワークを形成している。

この T C の量的拡充に対して、その後2つのエポックをもって質的高度化、転換が図られてきた。第1は高等教育機関としての制度的確立であり、1975年 T C 法（Teachers College Act）により4年課程

終了者に対する学士号 (Bachelor of Education) 授与権が認められたことである。そして第2は、その役割・機能の変化である。先に述べた出生率の低下が顕著になったことから、1980年代に入ると義務教育の実質的完成とも相俟って、教員の過剰供給が問題となってきた。こうした状況下でTC卒業者の就職難が深刻化し、1984年にTC法が改正され、TCの役割・機能の転換が求められた。即ち、従来の教育学部だけの学部構成を改め、基本的には教育学部 (Faculty of Education)、人文・社会科学学部 (Faculty of Humanity and Social Sciences)、理工学部 (Faculty of Science and Technology) および経営学部 (Faculty of Management Science) の4学部、そして一部のTCには加えて農工学部 (Faculty of Agriculture and Industry) もしくは工業教育学部 (Faculty of Industrial Education) をもってTCが新たに編成されることとなった。

このようにTCは従来の教員養成のみの機関から、経済発展に伴う地方の人材養成を含めた地方の総合大学へと転換されたが、その名称は「教育大学」(タイ語の直訳では、教員養成専門学校)のままとされた。このためその名称変更と組織変更の論議が1989年に起こり、一時は「高等教育カレッジ」(College of Higher Education) という名称を冠した新法の検討もなされたが、その後1992年に国王から「ラジャパット・インスティテュート」=RIの名称が下賜され、更に1995年にTC法がRI法に改定され、名実の一致を見ることとなった。その後の経済発展、地域開発の進展、また中等教育人口の増大

により、地方の高等教育需要が増大し、入学定員の増加を求められ、この5年間で倍増している。またタイ東北部(イサン)の人口に見合った高等教育機関の配置がなされていないことから、1997年にはこの地方に5つのRI新設が決定され、校舎の新築までなされつつも、その直後の経済危機によって開設が一時見合わされたが、1999年からディプロマ課程のみをもつ小規模な機関として学生を受け入れている。(3)

RIは、TC時代の4学部もしくは5学部を基本としつつも、1995年のRI法によって学部や大学院(修士課程及び博士課程)等の新增設が各RIの判断で(各RIに置かれるRI委員会-Boardの決定と、中央に置かれるRI協議会-Councilの承認が必要)可能となり、一部のRIに芸術学部等が新設されてきた。また1997年より外国(イギリス、オーストラリア)の大学と提携する形による英語科の修士課程や主として現職の教育管理職者(校長、指導主事)を対象としたインサーヴィス課程における教育行政学の修士課程が設置されてきた。(現在、29RIに社会人課程が設置され、また2RIには正規課程が置かれている。)

学生は、その取得学位で教育学士 - Bachelor of Education (教育学部、技術教育学部)、理学士 - Bachelor of Science (理工学部、農工学部)、人文学士 - Bachelor of Arts (人文・社会科学学部、経営学部、芸術学部) の3種に分けられ、全体の学生数が4:3:3に配分されている。また学部については、2つの課程(正規課程と社会人課程)と3つのプログラム

(4年制学士プログラム、2年制学士プログラム、2年制準学士プログラム)の合計6つが設置されている。後者のプログラムのうち、2年制学士プログラムは準学士号(ディプロマ)を取得した者が継続して、また一旦社会に出た後、学士号を取得するために入学するものであり、RIの2年制準学士プログラムを終えた者だけではなく、他の2年課程の高等教育機関(例えば近年、学士課程を設置したラチャモンコン技術大学の準学士課程)の卒業生も多く在籍している。

各RIは専門分野毎にこれらのいくつかを開設しているが、教育学部については2年制準学士プログラムは既に廃止され、4年制と2年制の学士課程のみの開設となっている。そして教員の資格に学士号の取得が必要とされたことから、それまでに準学士号の資格で教職に就いた現職教員がこの2年制学士課程に多く在籍している。前者の社会人課程は、バンコクの6RIでは夕方-夜間(16:00-20:00)と日曜日、地方のRIでは土曜日と日曜日に開講され、正規課程にある長期の夏期休業中も含めて4年と1セメスターで学士号が取得できるようになっている。

1998年度の教員数は36RI全体で約6,700名、その所属学部の比率は教育学部が24.8%、理工学部が30.8%、人文社会科学部が29.7%、経営学部が12.4%、その他が2.3%となっており、1RIの平均は約180名である。また全体の4.5%が博士号を取得しているが、その45%が教育学部の教員であり自然科学や社会科学領域の者が少ない。(公表された正式の統計資料で確認で

きないが、ORICによれば、2000年3月の合計教員数は、8,300人になっている。)また1998年度の学生数は、正規課程の在籍者が約11万人(1RI平均-約3,000人)社会人課程のそれは倍の20万人(1RI平均-約5,400人)となっている。この数は政府の地方における高等教育振興政策によって、ここ5年間に倍増したものであり、教員や施設・設備の拡充が対応できない状況となっている。また学部別の学生数(比率)は、正規課程について教育学部が48.5%、理工学部が17.3%、人文社会科学部が9.0%、経営学部が22.9%、その他が2.3%であり、社会人課程は教育学部が24.1%、理工学部が14.8%、人文社会科学部が9.7%、経営学部が48.6%、その他が2.8%となっている。(同じくORICによれば、2000年3月の36RIの学生数は、正規課程で約17万人、社会人課程で約23万人にまで増加している。)

3. 地域総合大学教育行政専攻大学院の設置・整備状況

上で述べたようにRIは1995年制定のRI法によって大学院(修士課程、博士課程)の設置が認められた。その後、1997年に起きたバース暴落に端を発する経済危機によって社会的混乱を招いたものの、同年の新憲法制定そして1999年の国家教育法の制定により全面的な教育改革が展開されている。この中に、高等教育の質量の拡充と教員(及び学校管理職者、教育行政官)免許制度の導入があり、

また教育全体の市場経済化がこの改革の基盤を構築している。

2000年度において大学院修士課程を開設しているR Iは全体36のうち、R Iペチャブーン、R Iブーケットを除く34に達しており、その院生数も正規課程が7専攻で228名、社会人課程が15専攻で4,076名となっている。このうち教育行政専攻は、前者は2R Iの44名であるが、後者は29R Iで2,522名を数え全体の6割以上を占めている。R Iがその大学院を設置するに、教育行政をその主たる領域としたのには、その主体的条件（R I教員で博士号取得者の過半が教育学であり、またその多くが教育学関連のものである）からだけではなく、R Iの政策や社会的ニーズによっている。即ち、教員及び学校管理者、教育行政官の免許制度の導入によりそれらの学歴資格の明確化が予測され、現職の校長や教育行政官、またその志望者にとって教育学修士号取得の需要が大きくなっていることによる。そしてR Iにとっても2002年から経営的な自立化を求められていることから、より高額の授業料を取ることができる現職者対象大学院の開設は、その経営的見地から必要とされていた。

下に示すのは、今回訪問し講義を行った

6R Iにおいて、大学院課程長（学部長と同等の職）に対して回答を求めた質問紙調査による教育行政専攻大学院（修士課程）の概要であるが、R I法によって大学院の設置を含めて各R Iの自律性がかなり認められたことから、かなり多様な内容となっている。だが1専攻で1学年、50人平均の院生数は日本の大学院教育からして理解を越えるものであり、当然にその教育方法も講義が中心とならざるをえない。また担当教員数も院生数に比して十分とは言えず、その専門も必ずしも狭義の教育行政学でないものも多い。こうした点から、教育行政、学校経営を中心とするものの広義の経営管理の専攻課程と考えられよう。R I大学院は、その修了に修士論文を課しているので（一部の私学の大学院では課していない）その指導の在り方が危惧されるが、R I側の話では院生の全てが現職者であり、明確な目的意識をもって入学していることから、基本的な指導で対応できているとのことであった。この点については、今回実際に6R Iでの講義を通じて院生の意欲、熱意を十分に理解することができ、肯首できるものであり、日本で現在検討されつつある現職者を対象とした1年課程の大学院の在り方にも参考にされると思われる。

タイ国地域総合大学における現職教育大学院の整備状況と問題点

| RI | 開設 | 担当教員数 | | 院生数 | | 入学者選抜法 |
|----------|-------|----------|-------|-----------|--|--------------|
| | | (専任/非常勤) | 開設科目数 | (1年次/2年次) | | |
| チェンライ | 1998* | 7/4 | 12 | 66/32 | | 面接/筆記 |
| ウッタラジット | 1997 | 3/2 | 12 | 66/93 | | 勤務先の推薦、面接、筆記 |
| ナコンタマラート | 1999 | 10/10 | 14 | 25/32 | | 勤務先の推薦、面接、筆記 |
| ウドンタニ | 1999 | 10/5 | 12 | 35/37 | | 勤務先の推薦、面接、筆記 |
| アユタヤ | 1998 | 8/10 | 14 | 64/52 | | 勤務先の推薦、面接、筆記 |
| チャンカセム | 1999 | 15/25 | 70* | 35/66 | | 面接、筆記 |

*RIチェンライは、1997年度にチェンマイ大学と提携して開設したが、単独の設置は1998年度。

*RI チェンカセムの開設授業科目数は70科目あるが、25人以下の科目は不開講とし、今年開講されているのは4科目だけであり、全員が同一の科目を履修している。

| RI | 必要な改善点 | 支援希望(国内/国外) | 既設の大学院他専攻 |
|----------|-----------------------|--------------------------------------|-----------|
| チェンライ | 教材・教育内容 | 講師派遣/講師派遣, 専任者の研修, 教材・教育内容, 院生指導 | |
| ウッタラジット | 教材・教育内容 | 専任者の研修/講師派遣、院生の指導 | |
| ナコンタマラート | 教材・教育内容 | 講師派遣/共同研究 | タイ語/社会開発 |
| ウドンタニ | 教授要員、教材・教内容、 設備、予算 | 講師派遣、専任者の研修/専任者の 研修、教材・教育内容、院生の指導 | 教育課程・教育方法 |
| アユタヤ | 運営システム | 講師派遣、院生の指導/講師派遣、 教材・教育内容 | |
| チャンカセム | 教授要員 | 講師派遣/教材・教育内容 | 社会開発 |

入学のための選抜は、筆記試験と面接を共通としているものの、多くが勤務先の推薦を考慮しており、またそのうち1RIは勤務先での選考を求めている。大学院創設から未だ間もないこともあって、志願者はいずれのRIも多く、当初に予定した「定員」以上の合格者を出している。(RIチャンカセム-BKKは、定員を35名としているが、1年目は200名、2年目は1

50名の応募者があった。)タイの大学の授業料は、基本的に単位当たりとしているため(最近、幾つかのRIでは、学部毎に異なる基本部分と単位当たりのものとの組み合わせるシステムを導入している)実際に支払う授業料は個人によって異なるが、おおよそ半期で1万5千バーツから2万バーツとなっている。(なお私学の類似したコース、例えばMBAでは、年間の授

業料が6～10万パーツとR Iの1.5～2倍となっている。)100名在籍の場合、年間の授業料収入(タイでは全て授業料は個々の大学-R Iの収入となる)は1専攻だけで300万パーツ～400万パーツにもなり、今後R Iが独立採算を求められていく上で、社会的ニーズの大きい領域での大学院設置が加速化していくものと思われる。

現在、改善が必要とされる問題として、多くのR Iは多様な内容の提供や、またそれに関わる教科書・教材の改善をあげている。このことは上で示したように修士課程を教育行政学領域に特化して設置したこと自体の問題として理解できようが、今後より広範なリソースを確保していく努力が必要とされよう。そしてこの点に関わって、国内外からリソース・パーソンを講師として招聘することや教材・教科書の提供が希望されている。

また今回の講義に参加した6 R Iの現職院生を対象に簡単な質問紙調査を行った。その回答の概要は以下に示す通りである。

(1) 受講者-在籍者の性別は、男性が147人、女性が103人(参加者全体は6 R I で261人、チェンライ-46、ウッタラジット-51、ナコンシタマラート-25、ウドンタニー-72、アユタヤ-40、チャンカセム-27、であるが、11人は不回答)である。R Iチャンカセム(M-5、F-22)やR Iウッタラジット(M-24、F-26)のように女性の方が多いものもあるが、R Iの学部生が

圧倒的に女性が多いことに比して大学院は男性が相対的に多く在籍している。また年齢的には、40才台が約半数の49.2%、これに次いで30才台が28.2%となっており、50才台は5.6%である。これは日本の教育系大学院の現職院生とほぼにかよっているが、日本の場合そのほとんどが一般教諭職であることとは大きく異なっている。

(2) 院生のほとんどは学校教員であり、回答のあったもののうち約半数(46.9%)は国立の小学校に勤務している。また回答者全体の半数以上の55%が学校の校長、教頭等の管理職者となっている。学校教員は管理職者も含めて全体の77.0%であり、他に教育省の地方事務所に勤務する教育行政職が約10%となっている。だがごく少数ではあるが、行政一般職(教育省以外)や看護婦、警察官等も含まれている。

(3) R Iの所在県に勤務するものは全体で55%であり、他は近県から通学している。これはR Iが平均して2.5県に1校の配置となっていること、またこの現職者の大学院が土日の開講であることから理解できる。だがR Iウッタラジットは、2/3の院生が隣県のナンに勤務している。

(4) 大学院で学ぶ理由としては、現在の職務の質的向上を図るためとするものが最も多く、次いで自分のために新しい知識を得たいとするもの、そ

してその次に昇進のため の修士号の取得となっている。この問いは複数回答を求めるものであるが、修士号取得を目的とするものは、回答者の18.4%にすぎない。そして他の職に就くために 修士号の取得を目的とするものも12.8%いる。

- (5) 現在受講している科目数は3科目が最も多く(40.6%)、次いで4科目(32.7%)、5科目(19.7%)となっている。これは週末の2日間しか受講できないことから当然といえるが、中にはごく少数ではあるが12科目履修しているものもいる。
- (6) 既に述べたように、タイの大学の授業料は基本的に1単位当たりで設定されている。RIの大学院は各RIで授業料を決めることができるが、1セメスターに払っている額は15,000~20,000バーツが最も多く(55.7%)、次いで10,000~15,000バーツ(20.3%)、20,000~25,000バーツ(14.2%)となっており、この範囲(10,000~25,000バーツ)が全体の9割を越えている。これは年間では20,000~50,000バーツとなり、40才台の校長の年収が約40万バーツであることを考えれば、その約1割程度となり、日本の国立大学の大学院(年額で約45万円)の2倍程度に相当するものと理解できよう。
- (7) 現在の大学院教育で改善すべき点については、半数以上(56.5%)が

教科書、教材をあげており、次いで施設・設備(29.3%)、講師陣(15.4%)、開設科目の増加(13.4%)となっている。(複数回答)これは先に示したRI側(大学院課程長)の指摘と一致している。

4. 地域総合大学教育行政専攻大学院の問題点と課題

今回、事例とした6RIの概要及び各大学院課程長、大学院生に対する質問紙調査からその問題点については、上で示した通りである。ここではそのうちの一つであるRIプラナコーン・シ・アユタヤ(以下、RIアユタヤとする)を事例とし、その大学院課程長に対する面談調査に基づき、より具体的な実態に即した問題点と課題、改善点について検討していく。

大学院の設置については、その専攻の博士号取得者が二名以上必要とされるが、基本的には各RIに設置されているRI委員会(国王の任命による議長、副議長としてのRI学長、RI副学長・学部長等から選出される3名、RI教員から選出される4名、これらの委員の推薦による学外者8名によって構成される)によって提案され、教育省に置かれるRI協議会の承認をもってなされる。だが現行のRI法の規定だけではなく、現在検討が進められているRIを含めた高等教育機関の自律化、独立化動向からも、各RIの意思決定権限は大きくなりつつある。このため教育省の予算措置を必要としない問題については、ほぼ各RIが独立した権限を認められており、大学院の設置もこの例外ではない。このこと

から設置された大学院の質に関わる条件も極めて多様になっており、教員の数と資格、また学生定数も共通した基準をもって捉えることは困難である。

このR Iアユタヤには、大学院を担当する専任教員は8名おり、うち7名が博士号をもっているが、教育行政学専攻は学長と大学院課程長の2名であり、他は教育課程開発、教育方法学、高等教育、地域開発、数学教育、英語教育を専門としている。また非常勤講師は今年度は10名登録されているが、単独で科目を担当しているのは1名(前アユタヤ県知事)のみであり、他の9名は特別講師として既存の科目の中で一定の時間を担当する者となっている。この後者の講師はチュラロンコン大学等の教授や地元、バンコクの企業人、R I委員会の委員等である。先に見たように、このR Iアユタヤを含めて多くのR Iが大学院の充実に国内外から講師陣を必要としており、人的条件整備を不十分にしたままで多くのR Iが同時に同じ領域の大学院を開設したことの問題が生じている。また各R Iが相互に横の連携を深めることなく設置したことから、その運用のシステムが統一されておらず、授業科目はR Iによって大きく異なっている。これはR Iの学部課程がO R I Cの定めるシラバスに従った科目開設を求められていることと対照的である。

こうした点に関して、O R I CやR Iに勧告したことは、各地区毎に(36 R Iは1995年のR I法が制定されるまで、全国を8つのブロックに分けた「連合大学」制度をもっており、各ブロック内の4~5のR Iは現在でも緊密な協力関係を維持

している。)大学院の運営に関する協議組織を作り、教員の相互授業担当等を検討することである。大学院の授業が土日に限られていることから、集中形式により具体化できる可能性は高いものと思われる。

人的問題に次いで財政的問題であるが、これは既に見たように学部比べてかなり高額授業料を徴収していること、またその収入を全て各R Iで処理できることから、基本的には解消されている。だが逆に言えば、このように完全に「受益者負担」また需給関係に則った財政システムに問題がないわけではない。R Iアユタヤの場合は、一年間に必要とされる授業料は約50,000パーツ(1単位の授業料は1,200パーツであるが、これに学期単位の固定的な授業料が加算される)であるが、より多くの院生を吸引できるバンコクのR Iではこの2倍程度の額となっている。だがこれも先に見たように、私学の大学院が同程度以上の授業料を設定していることから「正当化」されている面もあり、学歴・資格の効用、需要の増大に対応した市場原理に委ねられている。この授業料収入が全て各R Iで処理できると述べたが、このR Iアユタヤでは全額を3等分し、各3分の1を大学全体の経理、教員給与(土日に開講されるため、時間外勤務の扱いとされ、時間給として800パーツが支払われる。なお学部の時間外給は200~300パーツである。)大学院の運営経費として

そして何よりも多くの問題を抱えているのが、その教育指導体制である。管理職や教育行政官免許制度の導入に関わってこの大学院過程の需要が増大し、目的意識

を明確にもつ現職者を対象とできていることから、そしてまた開設後間もないことから、院生の質的レベルは維持されているものの、10名の教官に対してR Iアユタヤは現在116名の院生を在籍させている。(1年次 2000年入学者が64名、2年次 1999年入学者が24名、1998年入学者が28名)また開設授業科目が少なく、その全てが学年単位で共通に履修するものとなっており、1年次の科目は64名が受講することになる。このため基本的には講義中心となり、ゼミナール形式はほとんど不可能である。

また修士論文の指導も、教員1名当たり指導院生5名を限度としているが、現職者のために十分な時間が確保できない。修士論文は各専攻毎に設置される「カリキュラム委員会」に題目を提出し、そこでの承認と博士号をもつ主任教員ともう1名の2名が指導教員として決定され、個別に指導することになる。そしてその審査は、指導教員が合格判定をした後、カリキュラム委員会にかけられ、院生1名毎に審査が行われる。この審査には必ず外部委員の参加が求められる。現在、3年次に亘る院生が在籍しているが、これは正規の2年の課程を終了した後に修士論文の指導、作成に入ることから、大学院修士課程を終えるのに実質3年かかるためであり、全てのR Iだけでなく、他の一般大学についても同様となっている。このためこの調査時点で、R Iアユタヤは未だ1名も修士号を出しておらず、また審査委員会も設置されていなかった。上述のように修士論文の指導、審査のシステムは設定されているものの、その実については大きな不安材料を抱えてい

る。R Iとしては、今後インターネットを活用した修士論文の指導論文の指導システムの開発、利用を検討しているが、パソコンの個人所持率が日本に比べて低い状況が解消されることがその前提とされよう。

以上、3つの側面から問題点を整理したが、基本的には大学院教育の枠組み認識とそれに関わる教育水準の理解が問われるものといえよう。教育を含めた社会システムの運営が極めて柔軟になされているタイ国において、2002年に全面実施される教育改革(国家教育法の施行)の部分となる高等教育機関の自律化、独立=「民営化」は、経済危機以降の国家財政の緊縮化と高等教育の拡張を同時に遂行するために、大胆な民間資金、個人資金の導入活用と受益者負担の徹底を機軸とするものと理解でき、また日本と異なり義務教育年限、無償教育年限の延長による教育人口の拡大を背景としている。だが他国と同様に、この国においても公的セクターへの市場原理の導入は一層の所得、経済格差の拡大を生じ、とりわけ教育におけるそれはこの問題の拡大再生産に繋がるものである。そしてこの方向において、大学、大学院の設置や運営に関わる公的な基準が緩まり、施設設備や授業料設定から教育課程や人的条件まで共通性を弱めることは、当然ながら教育外的条件による教育水準の引き下げに帰結せざるをえない。このR I大学院の立ち上げについては、先に述べた協力体制の確立も含めた統一した運営基準の設定が必要であり、質的水準を維持していく内在的な営みが強く志向されることを求めている。

そしてこの問題は、現在、日本において検討されつつある現職教員を対象とした大学院の「専門職業人大学院」への転換課題にも関わっており、より大胆により急速に展開しているタイ国の状況は、背景の差異を越えて参考とされよう。

(注)

1. 地域総合大学の名称は、そのタイ語「サタバーン・ラジャパット」の意識である。このタイ語の意味は「宮廷官吏の大学」となるが、1995年に制定されたR I法にその設置目的として「地域発展のための教育機関」(第7条)たることが規定されており、筆者が同法制定時に当時の教育省教員養成局(O R I Cの前身)局長と協議し、その英語訳とされたRegional Comprehensive Institute を訳したものを日本語名とすることの了解をえて、以降「地域総合大学」としている。
2. O R I C Office of Rajabhat Institutes Council は、1995年R I法によって教員養成局が改組されて設立された教育省の内局の1つである。36R Iの設置管理や政策を担当するR I C 地域総合大学協議会の事務局としてその行政事務を担当するもので、R I Cが日本の行政機構においては「行政委員会」に相当するものであることから、このO R I Cはこの「行政委員会事務局」となる。このため日本の同種

の機構の名称に倣ってO R I Cの日本語訳に「地域総合大学庁」を用いている。

3. 1999年に新たに5R Iが開設されたが、その全てが教員数20名程度のディプロマ課程のみをもつ小規模R Iに止められており、O R I Cの各種統計においても現時点において36R Iとされていることから、本論ではR Iの数を36として記述する。